

第28回大阪市環境審議会 会議録

- 1 日 時 平成23年6月10日(金) 午前10時00分～午前11時52分
- 2 場 所 大阪市環境局 第1・2会議室
- 3 議 題
 - (1) 大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方について(「条例検討部会」報告)
 - (2) 大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について(諮問)
- 4 出席委員 17名(欠は欠席者)

会長	榎村 久子	委員	中野 加都子
会長代行	福永 勲		西川 ひろじ
委員	欠 伊瀬 敏史	欠	西田 賢治
	市川 陽一		西村 伸也
	宇田 吉明		花田 真理子
	奥田 望		藤田 香
	黒坂 則子		三宅 一嘉
	坂元 浩治		森本 公子
	床田 正勝	欠	矢野 隆子
	中川 元		山口 克人

司会 定刻が参りましたので、ただいまから大阪市環境審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。

私は、本日、司会を担当させていただきます環境局環境施策部環境計画課の西田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

冒頭ではございますが、大阪市では、5月13日より夏季のエコスタイルということで、半袖カッターシャツ等の軽装勤務に取り組んでおります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、現在ご出席いただいております委員の皆様方は

15名でございまして、本審議会規則第7条第2項の規定によりまして、委員20名のうちの過半数の出席を得ておりますので、本会が成立しておりますことを宣言させていただきたいと思っております。

また、本日、傍聴者の方がおられますので、傍聴者の皆様方におかれましては、あらかじめご説明させていただいておりますとおり、傍聴要領に従いましてお静かに傍聴していただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、玉井環境局長よりごあいさつ申し上げます。

玉井環境局長 改めまして、おはようございます。大阪市環境局長の玉井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から本市環境行政の推進に何かとご支援、ご理解、ご指導を賜りまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

大阪市のほうでは、昨年の審議会におきまして、「温暖化対策に係る条例のあり方」について諮問をさせていただきました。審議会では、条例検討部会におきまして、精力的な検討を進めていただきました。そして、本日、その取りまとめの運びとなりました。短期間のうちにご検討いただきましたことに、改めてお礼を申し上げます。

本市では、昨年度策定いたしました「おおさか環境ビジョン」そして「大阪市環境基本計画」などに基きまして、環境と経済の好循環のもとで地球環境問題の解決に貢献する大都市を目指して、地球温暖化対策等の推進と環境・エネルギー産業の振興を図ることとしており、本日取りまとめいただきます内容をもとに、私どものほうで新しい条例の案を整理いたしまして、議会での議論も得ながら、今後の取組みを進めることといたしております。

また、新たな課題といたしまして、生物多様性の保全が世界的な問題となっております。本市では、大阪市にふさわしい「生物多様性地域戦略」の策定に取り組むことといたしており、本日はそのあり方につきましても、あわせて諮問をさせていただく予定といたしております。

委員の皆様方には非常にお忙しい中、引き続いてのご検討をお願いするということになりますけれども、今後ともご協力を賜りますようお願い申しあげまして、開会にあたりまして、簡単ですけれども、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申しあ

げます。

司会 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただく前でございますが、前回の審議会がございました12月24日以降に新たに委員にご就任いただきました委員2名の方をご紹介させていただきます。

床田委員でございます。

床田委員 床田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 西川委員でございます。

西川委員 西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、「本日の審議会の次第」というのが一番上に乗っていると思います。それと、「大阪市環境審議会委員名簿」でございます。次が、資料でございますけれども、まず資料1といたしまして、「大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方について（「条例検討部会」報告）、次に資料2といたしまして、「生物多様性に係る大阪市の取組について」をお配りしていると存じます。また、参考資料といたしまして、本審議会に係ります「執行機関の附属機関に関する条例」及び「大阪市環境審議会規則」をお配りしておると存じます。

資料のほうは過不足ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。

議事の進行につきましては、榎村会長にお願いしたいと存じます。

榎村会長、どうぞよろしくお願いいたします。

榎村会長 榎村でございます。おはようございます。

委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日1つ目の議題は、去年の環境審議会で諮問を受けました「大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方」についてでございます。

条例検討部会でご議論いただきましたので、その報告を受けて、審議会として取りまとめを行いたいと思います。

大変短期間のうちに何回もお集まりいただきました、部会の皆様方にお礼を申しあげたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、条例検討部会の西村部会長から報告をお願いいたします。

西村委員 西村です。それでは、失礼ながら着席して報告させていただきます。

まず、大阪市では昨年度、新たに「おおさか環境ビジョン」などを策定し、地域の温室効果ガス排出量を平成32年度までに平成2年度比で25%以上削減するなどの目標を掲げ、今後の地球温暖化対策などを推進することとしております。こうした目標の達成には、現在の都市構造や産業構造及びライフスタイルを環境に配慮したものにする必要があることから、部会では諮問を受けた条例は、大阪市を挙げて今後の対策に取り組む上での基本的なルールとすることを念頭に検討を行いました。

検討内容をまとめた報告書については、後ほど事務局に説明をお願いしますが、部会では、「おおさか環境ビジョン」などに定める今後の環境施策の方向性のほか、他都市における取組みの状況及び高度に市街化された建築物が多い、また中小企業の事業者が多いといった大阪市の特徴なども踏まえた上で、大阪市、事業者、市民が目標や理念を共有し、効果的な取組みを進めるための条例のあり方について検討しました。

その結果、条例には、大阪市の責務や率先行動のほか、事業者や市民の責務、各主体が共有する温室効果ガス排出量の削減目標などを定めること、また今回の震災の経験から、再生可能エネルギーの活用の重要性が改めて認識されたところでもあり、こうしたエネルギーの活用や電気自動車の普及などについても視野に入れた内容を定めることを求めました。

また、今後の対策を進める上では、排出量が増加傾向にあるオフィスなどの業務部門での取組みが重要であることから、一定規模以上の事業者を対象に、取組みを進めるための制度的な仕組みを新たに定めることや、中小規模事業者が多いという大阪市の特徴を踏まえ、こうした事業者の取組み促進のため、この仕組みは中小規模事業者も参加できるようにすることを求めています。

なお、こうした仕組みに関しては、大規模事業者を対象としてエネルギーの使用状況などを報告する制度を定めた法令が既にあることから、こうした制度との関係について整理を図るようにあわせて求めています。

さらに、事業者や市民の取組みを進めるには、経済的な措置を含むインセンティブが必

要であることから、大阪市は市民向け、中小規模事業者向けの各種のインセンティブなどについて検討し、これを実施することを求めています。

以上が、部会での検討の概要です。

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

馬越環境計画課長 おはようございます。事務局を担当しております環境局の環境計画課長の馬越でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、条例検討部会での検討についてのご報告ということで、資料1の報告書をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、この報告書の構成について説明させていただきます。

表紙の裏、目次をごらんいただきたいと思います。

まず、この報告書の構成でございますけれども、「はじめに」「検討の背景」「条例の基本的な枠組み」「条例における基本的な考え方」「課題」「おわりに」「参考資料」の順にしております。

1ページから順に説明させていただきますと、1ページ、「はじめに」のところでは上段で背景的なものを記載しております。大阪市のこれまでの地球温暖化対策の取組みのほか、これまでの取組みなどで地域の温室効果ガス排出量、総排出量は平成2年度と比べまして約15%減となっておりますけれども、オフィスなどの業務部門ですとか、家庭では排出量が増加傾向にありますこと、また大阪市では昨年度、「おおさか環境ビジョン」などを策定いたしまして、市域の温室効果ガス排出量を平成32年度までに平成2年度と比べまして25%以上削減する目標などを定めたわけでございますが、その達成には業務、家庭部門でのさらなる取組みが必要なこと、またヒートアイランド対策の取組みも重要であること、こういったことを上段で記述しております。

また、下段、「こうした課題の解決には」以降のところでございますけれども、こちらでは、環境審議会が本件を審議するに至りました経過ということで、こうした課題の解決には実効性ある対策を強力に推進することが重要でございます。審議会では条例のあり方につきましての諮問を受けまして、条例検討部会を設置して検討することに至りましたこと、またこの部会は5回開催されまして、この報告書をまとめたこと、こういったことを記述しております。

また、最下段の段落でございますが、こちらでは大阪市に対しまして、この報告書の趣

旨を踏まえた条例の制定により地球温暖化対策、ヒートアイランド対策を推進することを要望しております。

続きまして、2ページに移っていただきまして、こちらでは「 検討の背景」ということで記述しております。

まず、1番の「大阪市の環境施策の方向性と条例の必要性」ということですが、1つ目、2つ目の段落では、まず大阪市の環境施策には地球環境の保全と経済成長の両立が求められるなど、取り巻く状況が大きく変化しておりますこと、また我が国では地球温暖化対策の推進に関する法律の改正がございまして、政令指定都市などの地方公共団体には地球温暖化対策実行計画 - 以降、実行計画と呼ばせていただきますけれども - この実行計画を策定いたしまして、取組みを着実に推進することが義務づけられました。こういったことを記述しております。

また、3つ目、4つ目の段落では、大阪市ではこうした状況を踏まえまして、「おおさか環境ビジョン」や「大阪市環境基本計画」を定めまして、温室効果ガスを平成32年度までに25%以上削減する目標、中期目標と呼んでおりますけれども、こうした目標ですとか、2050年までに80%削減する目標、長期目標でございますが、こういった目標などを定めましたこと。また、ヒートアイランド対策につきましても、平成17年度に「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」 - 以降、推進計画と呼ばせていただきますけれども - こういった計画を定めているわけですが、この計画を改訂いたしまして取組みを進めることにしている、そういったことを記述しております。

そして、この2ページ最後の段落では、実行計画や推進計画の着実な推進には、活発な活動が営まれている、あるいは高度に市街化されて建築物が多い、中小規模の事業者が多いといった大阪市の特徴を踏まえまして、大阪市、事業者、市民、NPO等が目標や理念を共有いたしまして、協働のもとで効果的な施策を実施する、そういったことが重要でございまして、こうした事項を定めました条例が必要であるとまとめております。

3ページへ移っていただきまして、こちらでは「市域の温室効果ガス排出量・ヒートアイランド現象の現状と課題」といたしまして、上段の図表では、市域の温室効果ガス排出総量の推移ですとか、部門別の二酸化炭素排出量を示しております。

この上段右に部門別の排出量の1990年度と2008年度の排出量を比べました表がございまして、この表から、業務部門ですとか家庭での排出量が増加していることがおわか

りいただけると思います。また、下段の図では、折れ線のグラフで、熱帯夜日数の経年的な傾向を示しており、熱帯夜日数も増加傾向にあることがわかりいただけると思います。

4 ページから 5 ページにかけては、温室効果ガス排出量やヒートアイランド現象とかかわりの深い大阪市域の人口や土地利用、あるいは産業等の特徴についてお示ししております。ポイントのみ触れさせていただきますと、人口につきましては、4 ページの中段にございますように、昼夜間人口比率が高く、昼間の人口が多いこと、また 5 ページの上段にございますように、建物につきましては政令指定都市の中で最も多いこと、それから同じく 5 ページの中段にございますように、産業構造につきましては第 3 次産業が多く、中小規模事業者の割合が高いことを示しております。

6 ページに移っていただきまして、こちらでは 4 としまして、「条例制定に当たって考慮すべき視点」をお示ししております。ここでは、上段の文章にございますように、持続可能な社会をつくるには、実効性ある取組みを各主体の理解と協力のもとで進める必要がありますことから、大阪市が基礎自治体として環境対策、経済成長、安全・安心などの大きな役割を担っていることにかんがみまして、条例制定に当たって考慮すべき視点を示しております。そして、その視点といたしましては、まず(1)では大阪市の地球温暖化対策等の基本的ルールといたしまして、削減目標のほか各主体の責務について基本的なルールなどを定めること、(2)のところでは協働のもとでの取組の推進ということで、すべての主体の協働のもとで対策に取り組む枠組みを構築すること、また(3)といたしましては、大阪市の特徴を踏まえるとしまして、中小規模の事業者ですとか、昼間市民が多いといった大阪市の特徴を踏まえまして、こういった部門での取組みを推進すること、また(4)では、事業者、市民の取組促進のためのインセンティブを盛り込むこと、また(5)のところでは、環境エネルギー産業の振興につなげること、そして(6)のところでは、大阪府制度との整合ということで、大阪府域では既に大阪府が条例でエネルギーを多量に消費する事業者に対しまして削減計画書などの提出を義務づける制度を実施しております、事業者に対しまして二重の手續を課すことがないようにする、そういったことを視点として挙げております。

また、7 ページに移っていただきまして、こちらからは条例の基本的な枠組みを示しております。

まず、考え方といたしまして、7 ページ上段の文章のところがございますように、先ほ

どの条例制定に当たって考慮すべき視点、それから実行計画に定めております基本方針、それから推進計画に定めます当面の重点的な取組み、こういったものを踏まえたものにする必要があるとしております。

なお、7ページの中段のところには、先ほど申しあげました実行計画の基本方針、下段に推進計画の当面の重点的な取組みということでご紹介させていただいております。

そして、8ページに移っていただきまして、上段の枠組みのところ、条例の基本的な枠組みということで提言しております。この枠組みに示します項目につきましては、後ほど説明いたしますけれども、下段の文章にございますように、条例の総則といたしましては、目的、削減目標、各主体の責務など、また地球温暖化対策等といたしまして、特に業務部門の自主的な取組みを促進する施策を盛り込むこと。そして、このほかに再生可能エネルギーの利用、交通に関する施策、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する施策、こういったものを盛り込む必要があるとしております。

それから、下から2つ目の段落のところ、なお書きのところがございますけれども、市内には多くの建築物がございます、これらは地球温暖化ですとかヒートアイランド現象とも深くかかわっております。こうしたことから、部会では検討の中で、建築物の対策などの重要性についても認識しておりまして、建築物の対策などの取組みは、大阪市では現在要綱等に基づき行われているところでございますけれども、こういった取組みの推進には、高い専門性のもとでより具体性を持った内容を定めることが必要でございますことから、建築物の環境配慮に関する条例を別途定めることを強く要望しております。

9ページに移っていただきまして、こちらでは、条例における基本的な考え方といたしまして、先ほど枠組みの各項目、ご紹介した各項目につきまして検討すべき点を記述しております。

まず、1の総則の関係では、(1)目的で、今回の震災を受けまして、再生可能エネルギーの活用ですとか、エネルギーの有効利用というのが改めて注目されているところでございますけれども、こうした点への配慮などによりまして、地球温暖化対策と豊かな暮らしが両立した持続可能な社会を実現するため、(1)のところ、ポチ3つございますけれども、こうした点を目的に定める必要があるとしております。

(2)の中期削減目標につきましては、すべての主体が目標を共有し、取組みを進める必要がございますことから、温室効果ガスの総排出量を平成32年度までに25%以上削減す

るという中期削減目標を条例に位置づけることを求めています。

(3) 大阪市、事業者、市民の責務、すべての主体の協働のところでは、まず の大阪市の責務といたしましては、計画の策定・推進、市役所での省エネルギーの推進ですとか、再生可能エネルギーの活用など、みずからが排出する温室効果ガスの排出削減、あるいは事業者や市民の取組みの推進に向けた措置を挙げております。

そして、10ページへ移っていただきまして、上段 事業者の責務のところでございますが、こちらでは省エネルギー、再生可能エネルギーの利用などを進めること、省エネ製品の開発など、ほかの方の排出抑制にも寄与するような措置を講じるよう努めること、あるいは大阪市が実施する取組みに参加することなど、自主的に環境に関する理解を深めまして地球温暖化対策等に取り組むことを挙げております。

また、 の市民の責務につきましても、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用などに努めること、環境に関する理解を深め、地球温暖化対策等に取り組むことなどを挙げております。

そして、 のところでございますように、すべての主体は協働して取組みを進めることも求めています。

10ページ、下段の「2 大阪市、事業者、市民による地球温暖化対策等」でございますけれども、まず大阪市では、事業活動由来の温室効果ガスが総排出量の60%以上を占めておりまして、特に排出量が増加傾向にございます業務部門での効果的な取組みが重要となっております。また、中小企業が多いという大阪市の特徴を踏まえまして、こうした事業者を取組みを促す仕組みですとか、インセンティブを検討すべきであるとしております。

こうしたことから、具体には、下段、 のところでございますように、事業者が対策を進めるための指針を策定すること、そしてこの最下段 のところから11ページの上段にかけてでございますように、大規模な事業者が対策を着実に進めるための仕組みといたしまして、「計画書・報告書制度」というのを創設することを求めています。この計画書・報告書制度といたしますのは、11ページの3行目からでございますように、エネルギーを多量に消費する事業者が自主的に温室効果ガスの削減について計画して、その実績を市長に報告する、あるいは公表するといったことを通して、排出抑制を進めるものでございまして、部会報告では大阪市にもこうした制度の創設を求めています。また、こうした制度とインセンティブを組み合わせまして、一層の取組みにつながるものとするを求めています。

ます。

そして、この計画書・報告書制度を構築する際の留意点として、11ページの中段以降に示しておりまして、主なものを紹介させていただきますと、まずアの「制度の対象とその事業規模」のところでございますが、省エネ法などの関係法令との整合、あるいは事業者の負担などを考慮いたしまして、市内で1年間に原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを消費する事業者などを対象とするのが適当としております。また、11ページの一番下のところ、ウのところでございますが、「削減目標と基準年度の排出量」というところがございますように、削減目標につきましては、事業者の自主的な設定を基本とはいたしますものの、省エネ法の規定なども踏まえまして、大阪市が一定の目安を定めること、また基準年度の排出量につきましては公平性に配慮したものとすることを求めています。

また、12ページへ移っていただきまして、中段の「キ 事業者の取組についての評価、表彰」のところでございますが、計画書、報告書のそれぞれの段階で事業者の取組について大阪市が評価いたしまして、優良な評価となりました事業者については表彰などの対象とすることをまとめております。

それから、12ページ最下段の 中小規模事業者の対策の推進のところでございますけれども、中小規模の事業者が多いという大阪市の特徴を踏まえまして、計画書・報告書制度はこうした事業者が参加できる制度にいたしますとともに、大阪市が必要な支援を講じることによりまして、中小規模の事業者の取組を促進することを求めています。

続きまして、13ページへ移っていただきまして、上段の(2)の「再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等」のところでございますが、再生可能エネルギーの利用は温室効果ガスの排出抑制、環境エネルギー産業の振興にもつながり、また災害時のエネルギー確保を図る上でも重要なことから、こうした考え方を条例に位置づけることを求めています。

また、中段の(3)の「交通に関する地球温暖化対策等」でございますが、ここでは公共交通機関の利用促進ですとか、自動車利用に当たりましてのエコドライブの実施などのほか、環境エネルギー産業の振興も念頭に、電気自動車など、環境に配慮した自動車の使用促進などを条例に位置づけることを求めています。

14ページに移っていただきまして、上段の「(4) その他の地球温暖化対策等」のところでは、まず のところで、事業活動や市民生活における温室効果ガスの排出抑制のため、

温室効果ガス排出量が少ない製品の利用ですとか、使用に当たっての排出抑制などに努めることを求めています。また、この のところ、ポチが3つございますが、3つ目のポチのところがございますように、家電販売店には製品の環境性能等の情報を購入者に提供するという努力義務を条例に位置づけることを求めています。

そして、このほかにも、中段の の緑化推進のところにもございますように、緑化は温室効果ガスの吸収ですとかヒートアイランドの緩和が期待できるということで、その推進を図ること、また下段の のところがございますように、廃棄物の3R（発生抑制、再利用、再生利用）の推進、こういったことを条例に位置づけることを求めています。

15ページへ移っていただきまして、上段の「 大阪市の率先行動」でございますが、大阪市の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量は、市域の総排出量の6%を占めておりますことから、率先して対策に取り組むことを条例に位置づけることを求めています、大阪市の率先行動といたしまして、アからクで示しております。

中段の「 環境教育・環境学習の推進」のところでございますが、ここでは事業活動や市民生活における対策の推進には環境問題についての意識を高めることが重要であり、事業者や市民に大阪府が実施する環境教育の取組み等への参加に努めることを求めています。また、大阪府は学校教育の中での環境教育の推進等を図ることといたしまして、こうした点について条例に位置づけることを求めています。

また、最下段の のところがございますように、持続可能な社会づくりに向け、地域連携等を推進すること。

それから、16ページへ移っていただきまして、上段に「3 その他」というところがございますが、先ほどご説明いたしました計画書・報告書制度の実効性を確保するために、立入調査、勧告、公表等の措置を盛り込むことを求めています。

17ページへ移っていただきまして、こちらでは課題を挙げております。

この課題は、条例の円滑な運用には協働のもとでの取組みが重要でございますことから、大阪府に条例制定に当たっての適切な措置を求めるものでございまして、（1）「大阪府の制度との関係整理」といたしまして、先ほどもご説明いたしました二重手続とならないように配慮することを求めています。

それから、（2）では、事業者や市民の取組みを促進するためのインセンティブとして、経済的措置を含む支援策の検討、実施を求めています。例といたしましていくつかお示

しておりますが、中小事業者向けでは補助金等の経済的措置など、市民向けではエコポイント制度ですとか、太陽光発電の補助制度などを提示しております。

18ページにいただきましたが、こちらでは「おわりに」ということで、大阪市にはこの報告書の考え方を踏まえ、早急に条例化の作業を進めるよう要望するとともに、一番下の段落、「最後に」のところでございますけれども、対象としております地球温暖化対策等の分野では今後大きな社会の変化が予想されますことから、条例についても必要に応じて見直しを行い、適切な施策を推進する必要があることを求めています。

以上が部会での検討報告書の概要でございますが、19ページ以降は参考資料ということで、先ほどご説明しました実行計画、あるいは推進計画と条例の基本的な枠組みの関係、それから21ページ、22ページのところでは諮問文、それから23ページでは審議会、部会も含め、審議経過、それから24ページでは部会の名簿、25ページで審議会委員の名簿を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

榎村会長 ありがとうございます。大義なものを簡潔に、時間どおりにありがとうございます。

それでは、事務局の報告について、皆様方から質問等をいただきたいと思います。どこからでも結構でございますので、どうぞ忌憚のないご質問とかご意見を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

部会では5回、私もオブザーバーとして参加しておりましたけれども、かなり激論をしながらいろんなことを検討いただきました。

どうぞどこからでも結構でございますので、ご意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

坂元委員さんからよろしくお願いいたします。

坂元委員 連合大阪の坂元です。よろしくお願いいたします。

課題のところ、17ページのインセンティブのところ、インセンティブ、これは確かに必要だと思えます。数年前に東京から戻ってまいりましたけれども、やはり大阪というのは“商売”でございます。非常にコスト意識が高うございまして、そういう意味ではいろいろ部品購入でありますとか、「もの」を設置するにあっても、他の地域よりもやっぱりハードルが高いのではないかと考えています。そういう意味では、インセンティブが重

要なんですね。

一方、市として事業者なり市民の皆さんにインセンティブを与えるに当たってはコストが要るわけでございまして、ではそれを市としてどういうふうに回収するのかということでございます。やはりこれから東日本大震災とか福島事故がございましたけれども、日本が何で飯を食っていくのかということになりますと、やはり「もの」づくりかなと思います。そういう意味では、この条例で、例えば大阪市内の産業育成と、さらには私ども労働組合の立場とすれば雇用の確保といったようなことをどう具体的な条例の中に生かしていただけるのかということをお聞かせいただければと思います。

榎村会長 それでは、事務局の馬越課長、お願いできますか。

馬越環境計画課長 まず、大阪市の考え方といたしまして、「おおさか環境ビジョン」につきまして、昨年12月に審議会がございましたときにご説明いたしましたけれども、大阪市の一つ大きな方針としまして、環境エネルギー産業の振興を挙げておりまして、私どももこの条例をつくるに当たりまして、ただ単にCO₂を減らすことだけを考えているわけではございませんで、さっき委員のご指摘にもありましたようにインセンティブなども盛り込みまして、結局、対策を実施していくことがうまく環境、エネルギー産業の振興などにもつながる、そしてCO₂の削減にもつながるという環境と経済の好循環という言い方をよくしているんですけれども、そういうものが実現できるようにしていきたいと思っております。そういう仕組みをこの条例制定を通してやっていきたいと思っております。部会でもそういう観点を説明しながら、この報告を取りまとめていただきまして、先ほど坂元委員のほうからございました指摘、私どももそういった点も十分考慮して、これから取組みを進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

榎村会長 よろしいですか。

花田委員さん、お願いします。

花田委員 花田でございます。どうもこのようにきっちりとあり方をまとめていただいて、大変ご苦労だったろうなと思いながら拝聴しておりました。

いくつかお伺いしたいことがございます。その前に、すごく小さいことなんですけど、2ページのところで、推進計画のほうで、以下「推進計画」というというのが括弧であるんですが、実行計画のほうにその文言がないので、多分それは入れられたほうが、その後、実行計画や推進計画というふうに入っていないような気がします。

榎村会長 2ページのところ、「また」のところに、次の行のところに書いてあります。

花田委員 了解です。わかりました。一番最初じゃなくてですね。どうもありがとうございました。

続きまして、8ページなんですが、建築物の環境配慮というのがこれからとても大切だろうなと思っておりまして、特にポテンシャルがすごく高いということもわかっているので、本当にそうだと思うんですが、例えば東京都などは独自にCASBEEの制度というのがありますが、大阪市にそれがどうかというのをお聞きしたいということでございます。

それから、全部言ってしまうてよろしいですか。

榎村会長 どうぞ。

花田委員 まとめて申し上げます。それから、9ページなのですが、再生可能エネルギーの活用ということで、これは本当に大切になってくると思うんですが、特に未利用ではなくて、自然エネルギーのほうは、自然条件にかなり左右されると思うんです。この点で大阪市に具体的にどういう自然条件があるのかを教えていただけたらありがたいと思います。

それから、(3)のところで、「見える化」について考慮する必要があると。後にあるインセンティブとも絡むと思うので、これはものすごく大切だと思うんですが、具体的にどういうことをあり方の方針の中で考えていらっしゃるのかなということをお聞かせいただければと思います。

それから、11ページのところで、ちょっと上のほうなんですが、東京都で排出量取引制度を実施していると。埼玉県も多分始まったと思うんですが、東京都でこれができるというのは、一つには東京から企業が逃げないだろうということで、これができるわけなんですけれども、大阪でこれをやろうとしたときに、得をするということを抱き合わせでやっていかないと、多分企業が逃げてしまうかなと思うんですが、そのあたりの何かお考えがあったらお聞かせいただきたいということです。

それから、13ページですが、一番上のところのポツのところの2つ目ですが、省エネルギー診断の実施その他の必要な支援を講じることということが書いてあって、これがかなり中小事業者などには有効かなと思いますので、ぜひこれを進めていっていただきたいな

と思われました。

それから、15ページでございます。大阪市の率先行動というところで、ここにも建築物でやりますよというのが出ているんですが、公共建築物でこういうことを取り組む、例えばエネルギーのことでありますとか、それから環境配慮の建物とかというのは、もちろんそこでエネルギー消費や温室効果ガスの排出が減るということもあるんですが、もう一つは啓発効果が大きいかなと思いますので、ぜひこれはどんどん進めていただきたいと思いますと思いつながらお聞きしておりました。

最後に、先ほど坂元委員から出たことなんですが、17ページのインセンティブの例で、補助金関係がかなり多い印象を受けまして、補助金は原資が必要になってまいります。それで、補助金だけを出すとやはり原資が必要になってくるので、やっていないところから取ると。それで、やっているところに出すという、そういうお金を循環させて、うまく大阪市はそういう全体の仕組みづくりというのが必要なんじゃないかなと思われました。

以上でございます。申しわけありません。早口になりました。

榎村会長 ありがとうございます。7点いただきまして、5点と6点目は進めていただきたいということで、あと5つご質問ありましたけれども、よろしいですか。8ページ、9ページ、11ページ、13ページ、17ページですか。

馬越環境計画課長 まず、8ページ関係で、C A S B E Eの関係ですが、大阪市でも「C A S B E E大阪」ということでやっておりまして、この4月からは「C A S B E E大阪みらい」ということで、従来よりも対象を広げて、建築物の環境性能の向上ということで取り組んでおります。

それから、2つ目、9ページの関係で再生可能エネルギーのことなんですけれども、自然条件ということで、やはり大阪市の場合、自然エネルギー関係では太陽光が中心かなと考えております。風力発電とかはやっぱり風も弱いというようなところがございまして、ポテンシャルとしましては、やはり太陽光関係が一番大きいと思っております。太陽光発電を中心としました再生可能エネルギーの活用、そういったことについて取り組みを進めているところでございます。

それから、見える化の関係ということで具体にはということで、今年度、家庭で分電盤とかにつけてまして、電気の使用量がわかる見える化機器を貸し出す事業に取り組むことにしておりまして、そういう事業を通しまして市民に家庭内の省エネの啓発を考えており

ます。

それから、4点目なんですけど、東京都の制度、11ページの関係のところでございますが、この報告書を取りまとめる時も、東京都のような総量削減義務というのは、それはまだ大阪市ではやらないということになっておりまして、自主的に事業者の方に削減計画なりを出していただく計画書・報告書制度というのでいこうとしておりますけれども、まず今の大阪市の状況を踏まえますと、11ページのところにも記述がございますけれども、東京と状況がかなり違うということで、まずこの計画書・報告書制度からということで、部会での検討をまとめていただいております。

それから、省エネ診断につきましては、私どももやっていかないといけないと考えておりまして、今後実現に向けまして努力していきたい、頑張っていきたいと思っております。

それから、公共施設への率先のお話ですけれども、新しくつくります公共建築物の中では、先ほどの太陽光とか、いろんな省エネ関係の機器とか、いろいろ頑張っていってございまして、これからもそういう取組みを進めていきたいと考えております。

それから、最後、補助金の関係ということで、これはこれから関係局とも調整していかないといけない話なんですけれども、私どもとしましては、このインセンティブというのも実現に向けまして努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

榎村会長 ありがとうございます。よろしいですか。

花田委員 自然エネルギー、大阪湾は使えませんか。

馬越環境計画課長 海水の温度差エネルギーということで、ポテンシャルとしてはかなりあると思うんですが、ただ、具体的に大阪湾の沿岸のところでは実際にそれを使う需要があるかどうか、かなりポイントになってくるのかなと思っております。熱エネルギーのほうになりますので、エネルギーが生まれます場所と需要地、それを必要としているところが余りにも距離が離れているというようなことになると、やはり採算とかがとれないというようなこともあろうと思っておりますので、湾岸部の今の状況を考えますと、すぐに利用というのはちょっとしんどいかなと思います。

花田委員 わかりました。沿岸部にかなり今太陽光パネル製造とか、いろんな省エネ関係の工場なんかもできていますので、海でのエネルギーをそういうところに使っていくという、総量自体はそれほど大きくななくても、大阪湾をせっかく持っていますから、そ

ういうことをやることによって、大阪でこういうことをやっている、大阪の市民の方と事業者の方にもすごく誇りを持って取り組んでいただけるかなと思いますので、ぜひ現状ではというふうにおっしゃらず、もう一歩進んで取り組まれるといいのかなと。外に対するアピールということのほうがいいような気がしましたので質問いたしました。どうもありがとうございました。

榎村会長 ありがとうございました。

西村委員さん、どうぞ。

西村委員 質問じゃなくて、今の花田委員に対して事務局から言われなかったので、補足で申し上げます。

実は、環境局の環境計画の部署で、総務省の緑の分権改革というものを取り組まれて、それで大阪市内にある再生可能エネルギーのポテンシャルというのを22年度に取りまとめられたところ。それに対して、私と藤田委員が2人、コメンテーターをやりまして、その中では太陽光、風力以外に、質問のあった海水、河川水、その他廃棄物関係で廃棄物処理場の熱利用まで含めて全般調べております。

その中で、特に私は熱力学の専門家なので行ったんですけども、ポテンシャルとしてはあるんですけども、では実際にとれるかというときに、大体国とか地方自治体が調査をやると、その全量が使えるということでやられるわけですけども、ところが温度差が小さくなってくると、ほとんどエネルギーが無効になります。全然ないわけじゃないですけども、一般的に言われているよりは大幅少なくなります。その辺を配慮した上で、今でも南港の辺でいくつかやっていますので、そのポテンシャルはあるし、中之島辺りでもやっております。

それ以外にいいますと、ちょっと補足で焼却場を言ったのは、大阪市の環境ビジョンの一つとして森之宮につくるというのが掲げられていて、一般にいう再生可能エネルギーの自然エネルギーだけじゃなくて、市内で発生するものとか、市内に存するものは基本的にうまく使いましょうというのが市の中で検討されています。ただ、先ほどの省エネもそうなんですけれども、結局インセンティブをつけても、先生の質問にあったように、では原資をどこから持ってくるかということで、環境対策というだけでなく経済に関連させてうまく循環させるというところで、基本は中小企業とかに高効率、省エネの機器を入れて、その分基本的には利益を上げていただいて、最終的にはやっぱり税金を払ってもらいたい

うことで、中期というか、二、三年ではなくて5年とか10年ぐらいのスパンで見えていただいたら計画としてはうまくいけるのかなと思います。

榎村会長 ありがとうございます。ほかのところでもいろいろご検討いただいて、詳細なことを教えていただきました。ありがとうございます。

三宅委員 三宅でございます。今、話題にもなっていました電力の供給ということにつきまして、大変深刻な問題が起こっております。関電の電力が原子力に頼っておりますのは皆さんご承知のとおりで、これが原子力発電が使えなくなると供給量が今の半分になるんです。という危険性がもう目の前に来ています。私は、仕事として小麦、そばの製粉をやっておりますが、原料費、人件費の次に電気をたくさん使っております、使い方の工夫として、夜間電力をできるだけ使う為に、24時間運転を行っておりますが、今の電気の料金制度では、それほど大した効果がありません。そういった夜間電力の利用ということも考えたいと思いますが、先ほど大阪市の率先行動というところで、いろんな項目が検討されていることには敬意を表する次第ですが、さらに進んで電気をつくってやろうということもひとつ考えていただきたいと思います。

考えられるのは太陽光発電ですね。我々中小企業でも考えてはいますが、建屋の構造から変えていかなきゃなかなかできないという問題もありますし、費用対効果といいますか、投資した効果が果たしてどれだけ出るのかというのも、事業者としてはそれが見えてこないとなかなか投資に向いていないというのが現状です。

例えば大阪市では、ほとんどの市電が、地下にもぐっていますけれども、一部上を走っているところがあります。また、鉄道のプラットホームの上が全部あいております。私、それを注意しながら見ていますと、近鉄の上本町のホームの上に太陽光発電のパネルが張ってありました。大阪市で率先して電気をつくろうというのであれば、大阪市内にプラットホームが多数ありますが、その上で太陽光発電を始められてはいかげなかなと思います。

こういった理論的なことばかりを並べるのもいいですが、何かできることから、具体的な取組みをぜひ一つでも、二つでも前に進めてもらいたいというのが私の希望であります。

以上です。

榎村会長 ありがとうございます。貴重なアイデアもいただきまして、ありがとうございました。

条例をつくった暁には、どんどん実行していただければと思いますが、いろいろご意見

いただきました。ありがとうございました。

ほか。はい、どうぞ。

市川委員 質問なんですけれども、地球温暖化の話とヒートアイランドの話、2つあって、地球温暖化に関してはCO₂を削減しましょうということで、発生源のほうできちんとやられるんですけれども、ヒートアイランドのほうについては、排熱量でなくて、その結果である気温ですとか、熱帯夜の日数でやりましょうとされています。そういうふうに至った経緯をお聞きしたいのが1つと、もう一つ、もう大阪市さんのほうでは、環境エネルギー産業の振興というのがきちんと言葉としてあるようなんですけれども、ここで言っているエネルギー産業というのは再生可能エネルギーとかそういうエネルギーのことですね。ただ、エネルギー産業というと、普通、電力、ガスだとか石油産業だという、性格上エネルギーを使うような産業に思うんですけれども、これもこういう言葉になった経緯を教えてくださいたいと思います。

榎村会長 今の2点、馬越課長さんのほうからよろしいですか。

馬越環境計画課長 ヒートアイランドの気温と熱帯夜の件、7ページの下段の推進計画についてということで掲げておりますが、平成17年に推進計画をつくりましたときから、こういう目標になっておりまして、その当時、どういう経過でなったかというのは存じ上げませんが、やはりヒートアイランドというのは熱帯夜とかそういうものが、体で感じるといいますか、一番わかりやすいという経過からではないかと考えております。それから、2つ目のエネルギー産業のことですけれども、これもちょっと委員に申しわけないけれども、エネルギー産業といいますと、一般的には今おっしゃったようなことかもしれませんけれども、大阪市では再生可能エネルギーを中心とした産業ということで考えておりまして、この間ずっと環境エネルギー産業という使い方をしましたが、大阪市としてはそういう解釈でいっているということでご理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

榎村会長 ちょっと今、ヒートアイランドのことが出ましたので、西村委員さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。

西村委員 すみません。事務局を超えて僭越なんですけれども、私、ヒートアイランド対策も平成15年度から大阪市のほうを手伝っておりますので、先生言われたように、基本的にヒートアイランドですと排熱というか、気温面から熱を減らすというのが第一義的で、

7ページにもちゃんと1番目に人工排熱というのが書いてあります。ところが、それを特定すると大きい焼却場とか鉄鋼メーカーなどから量が出てくると誤解を受けるということで、通常、今回の温暖化もそうですけれども、省エネ法というので大規模工場のエネルギー使用量というのはわかっておりますので、それでストレートに人工排熱とか排熱量というのではなくて、気温ということで。東京都とか大阪府を見ても、基本はエネルギー使用量というので書いているところはどこもありません。やっぱりそれは一回行政が変えた場合には、それを着実に実行するというのが求められるので、そこまでの具体的な対象と数値を明記するのはいかなかなというのが、17年にあります。ヒートアイランド対策大綱というのができて、平成14年末ですけれども、それから政令指定都市を中心に、率先して対策を立てることを3年間ぐらいやったわけで、大阪市もやりました。その中でこれが妥当だろうということが出てきましたので、先生言われるのは本当で、おさえないといけない人工排熱が一番なんですけれども、ちょっとそこまでは文言は書けなかったということです。

それと、2点目ですけれども、環境エネルギー産業というのは、マスコミによく書かれているのもあるんですけれども、大阪ベイエリアといいますけれども、もう一つの言い方がバッテリーエリアとか、三洋電機がパナソニックに吸収されましたけれども、三洋電機もあれば、パナソニックもリチウムイオン電池をやっております。それは単に再生可能エネルギーだけではなくて、今言っているリチウムイオン電池やもっと違った電池類の開発まで含めてそういう工場が大阪ベイエリアに多いので、それがまず現状でのもので、もう一段いきますと、やはりもっと環境エネルギーということで、廃棄物とかも実際にはPCBの処理工場とか、それは国策で大阪湾に1個あるわけですけれども、大阪舞洲の辺に、先ほど言いましたけれども、焼却場だけではなくていろんな、先ほどの三宅委員の質問の発電ということでも、ポテンシャルが大きいのは太陽光以外にもいっぱいあるわけです。逆にいうとメガソーラー発電、堺港にもありますけれども、メガといっても1,000キロワットです。ところが、私、森之宮の焼却場にも今かかわっておりますけれども、既存の工場でも1万キロワットを超えます、1個の工場です。そうすると、メガソーラーを10個建てるよりは焼却場1個で1万キロワット賄えるわけです。太陽光がだめというのではなくて、いろんなエネルギーというか、これから産業というか、大阪市の事業の中でもできるし、それ以外にも誘致してくるということで、先生言われたように、従来のエネルギー産業と

いったら、基本的にはサプライサイドの電力、ガスということなんですけれども、今後はまず電池が出てきて、電池といったときに太陽光発電の太陽電池という言い方をしますけれども、発電機と2次電池とかリチウムイオン電池というのが特に関西の家電メーカーは頑張っておられるので、そういうのも含めたエネルギー産業とご理解いただければと思います。

市川委員 どうもありがとうございます。2番目の質問については、最近の動きとしては、エネルギー産業というとそういう言い方をするというのがわかりました。

最初のほうの質問に関してなんですけれども、先生が言われたような事情だなというのは薄々わかっていたんですけれども、やはり対策の効果を将来検証するわけですね。いつかは。そのときに、やはり今大阪市でどれぐらい、総量でも構わないんですけれども、現状どのぐらいの人工排熱が出ているかというような話が前書きのあたりで少し触れられていると、将来どれだけ、この条例ができたときに効果があったというのがよくわかると思います。それ位なら記載可能だったのではないかなと。

西村委員 そうですね。それは私も部会でやったので、先生が言われたように、基本的に熱量が正確なんですけれども、部会ではこれなんですけれども、この審議会で先生のご意見もあるし、事務局が、今計画だけではなくて、ヒートアイランド対策ですけれども、地球温暖化というのがありますし、環境情報を調べる部局、課もありますので、その辺で今後検討されて、多分会長さんの預かりでそういう検討をされるとは、個人的には思います。

市川委員 それと、目標のほうに年平均気温とあるんですけれども、これは最終的にこうなるのは構わないと思うんですが、これも前の審議会でも申しましたけれども、気温というのは年々変動しているので、1年1年でそう上がった下がったという話をされるのではなくて、やっぱりもうちょっと長い期間で達成目標を評価されたほうが良いと思います。

西村委員 市川先生のご意見にちょっと言いますと、書き方が難しいんですけれども、CO₂はこれまでも大阪市は15%減を達成しているんですね。何かというと、経済活動が低迷してきて、工場が出て行ったりというのがあって、はっきり排熱量を減らすと言うと、エネルギーを使用するなということなのかという誤解を受けるので、ちょっと今、先生の質問でいうと、ちゃんとした事業活動とかは変わらないけれども、エネルギーの消費量だ

けは減っている。そのときには省エネとか、それこそさっきのインセンティブなんですけれども、そういう事業活動とかほかの経済的な指標は変わらないけれども、ちゃんと排熱量は減っていますよとか、そういう形の中で入れられれば理想的かなと思います。

榎村会長 馬越課長さん、この件についてどうでしょうか。預からせていただくという事で.....

馬越環境計画課長 そうですね、それでお願いしたいと思います。

榎村会長 こういうふうに変更したらいいという、文言というよりか内容について検討いただきたいということによろしいですか。

馬越環境計画課長 はい。

榎村会長 どういうふう書き込むか、修正するかということにつきましては預からせていただきたいと思います。

中川委員さん、どうぞ。

中川委員 弁護士会の中川です。

大阪市の事業者の9割は中小規模事業者でありと6ページにありますように、今回の条例化の取組みの大きな柱は中小規模事業者向けということで先ほど来、議論があったところと思うんですけれども、もう一つは、花田委員からもお話がちょっと出ていましたけれども、大規模事業者に対する計画書・報告書制度というのがひとつ目玉のように見えたんですけれども、対象とその事業規模のところで、これがどのぐらいの事業者が対象になるのか、ちょっと私わからないんですけれども、大企業、大規模事業者というのは大概のところもう環境マネジメントにみずから取り組んでいると思うんですよ。その中で、弁護士会としては総量削減義務を義務づけるべきだと私どもは思うんですけれども、仮にこの計画書・報告書制度でどの程度の、あるいはそれぞれが取り組んでいる環境マネジメントとの兼ね合いですよね。それにただ単にまた報告書をつくるだけなのか、極論すればですよ。そういうことではないのであれば、どういうことをねらっているのか。それと、インセンティブの話が出ていますけれども、中小規模事業所向けについての支援例とかいろいろ出ています。しかし、それ以外のものとすれば、例によって公表と表彰ということぐらいしか見えないんですね、具体的には。それとの兼ね合いもあって、やはり柱にするのであれば、もう少し説明をいただければなど。会長の前で申しわけないですけれども。

榎村会長 馬越課長からお願いいたします。

馬越環境計画課長 計画書・報告書制度でございますが、11ページに中段、アの「対象とその事業規模」というところがございますが、こちらに書いてありますような規模で、大体大阪市内では400社ぐらいが該当するのかなと試算しております。そして、どういうふうなことをやる、環境マネジメントシステムをいろいろやっているということでございますが、確かに大手さんはいろいろ取り組まれておりまして、12ページのところ、「事業者の取組についての評価、表彰」というところでございますが、私どもも、これまで各社さんでいろいろされています取組みにつきまして十分評価しまして、それにさらに何かできないかというふうなことで、この制度、ただ単に締めつけるんじゃなくて、さらなる取組みにつなげていく、そういうものができるかと考えておりまして、細かい点、これからの検討ということになっていくんですけれども、そういうことを念頭に置いて、制度設計、細かい点をやっていきたいと考えております。

そして、表彰ですとか公表ということで委員会でもご指摘があったわけですけれども、その仕組みをうまく回す中で、表彰などにつきましても効果的に活用できないか、そういうことも検討していきたいと思っております。

榎村会長 ありがとうございます。

もう1件、生物多様性の件がありますので、手短にお願いいたします。

西村委員 すみません。今、中川委員のご意見で一つ誤解と、一つ事務局に補足説明してほしいんですけれども、今回主に、報告書を求めるのは大企業だけです。中小企業にはそれを率先してやりたいんですけれども、事業者数は物すごく少ないんですが、排出量比率でいうと60%ぐらいを数万社あるうちの400社ぐらい、そこで占めていますので、そうすると、網かけやすいところにかけるのかということになりますので、やっぱり一つには大阪市を挙げてということだと全体を対象にしたい。ところが、中小企業に急にやれといっても無理なところがある。大企業から見たらそれは不公平だということで、部会の中でも公平性という意味で、中小企業にも最初から網かけるのは難しいけれども、将来的には参加してほしいということで、そのためにやっぱり大企業から見ても、市民から見ても、全部網がかかっているんだよと、そういう形でやっております。

その中では、今ちょっと言いましたけれども、事業者数としては物すごく比率は少ないんですけれども、やっぱり大きいところでやって、一方そういうところは省エネ法でもいずれにしる報告書制度、削減義務がありますから、そんなに抵抗感なくやっていただける

んだらうということで、まず、ほかの自治体を気にしても仕方ないんですけれども、同じようなレベルでおさめているということだと理解ください。

榎村会長 ありがとうございます。部会長から詳細にご説明いただきましたので、それでよろしゅうございますか。

中川委員 はい。

榎村会長 そういたしましたら、議案がもう一つございまして、生物多様性の件もございまして、ほかにご意見があるかと思えますけれども、ちょっと時間の関係上、今後の取り扱いについて決めてまいりたいと思えますが、本日はいろいろご意見をいただきまして、報告書の修正等検討していくことも出されましたので、それを踏まえまして、審議会報告につきましては私にご一任いただきまして、後日私から答申を行いたいと存じます。

また、その結果につきましては、事務局から答申書等を皆様方に送付させていただきたいと存じますが、それでよろしゅうございますか。すみません。本当はもうちょっと時間があれば、全員の皆様からご意見を伺いたいと思っておったのですが、もう1件議事事項がございまして、そのようにさせていただければと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、本件につきましてはそのようにさせていただいて、2つ目の議題であります「大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について」の諮問をお受けしたいと思えます。

司会 それでは、諮問させていただきます。玉井局長、どうぞよろしく願いいたします。

玉井環境局長 大阪市環境審議会会長 榎村久子 様。

大阪市長 平松邦夫。

大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について（諮問）。

標題について、次のとおり貴審議会に諮問しますので、調査審議を求めます。

記

大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について。

（諮問理由）

現在、生物多様性の危機が世界的な問題となっており、その保全に向けた様々な取り組

みが進められています。国内においても平成20年に生物多様性基本法が制定され、生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定されています。

また、平成22年10月の「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」では、大都市活動はその区域内外の生物多様性の恵みに大きく依存していることから、都市でライフスタイルや技術等の革新を引き起こせば、持続可能な社会をつくることができるとされています。

大阪市のように高度に市街化された大都市では、自然が少なく、生物多様性とは無関係と考えられがちですが、市域で営まれる活発な都市活動は域外を含めた生物多様性の多大なる恵みを受けて成り立っており、大都市は、生物多様性の保全と持続可能な利用を進める上で大きな役割を担っていると言えます。

こうしたことから、本年3月に策定した「おおさか環境ビジョン」においても大都市に相応しい「生物多様性地域戦略」の策定を位置づけており、そのあり方について、貴審議会に諮問します。

よろしく願いいたします。

榎村会長 ただいま諮問をお受けいたしましたけれども、内容について事務局からご説明をお願いいたします。

もう一つ資料があるかと思うんですけれども、それをごらんいただきたいと思います。資料2でございます。

馬越環境計画課長 それでは、引き続きまして、私のほうから説明させていただきます。

資料2、ページ数はそれぞれのページの右下のところに打っておりますので、まず表紙の裏側、1ページをごらんいただきたいと思います。

そもそも生物多様性とは何かということからご説明させていただきますけれども、この1ページ、上段のタイトルの下にございますように、生物多様性とは同じ種類の生き物にも個性がありましたり、地域に特有のさまざまな生き物がいたりする、そういった生態系ですとか生物の多様さを生物多様性と言えるということですが、私たち人間の生活は、例えば食べ物ですとか、木材、医薬品などで生物多様性の恩恵を受けていることによって成り立っていると言えます。こうしたことから、生物多様性の保全、そしてその持続可能な利用に努めるということが世界的に重要な課題となっております、この1ページでは、

生物多様性に関します国際的な動向ですとか国内の動きについてまとめております。

まず、生物多様性の問題に関しましては、上のほうからいきますが、平成5年に生物多様性の保全と持続可能な利用とかを目的といたしまして、生物多様性条約というのが発効しております、この条約に基づきまして国際的にいろいろな取組みが進められております。

また、国内では、平成20年6月に、生物多様性基本法という法律が制定されております、これは生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則ですとか、地方公共団体が生物多様性の問題にかかわるときの基本計画となる生物多様性地域戦略、そういったものの策定について、地方公共団体に努力義務があると定められているわけなんですけれども、こういう法律が制定されております。

そして、平成22年3月には、生物多様性国家戦略2010というのが制定されております、これがこの問題についての国の基本計画的な位置づけにあるわけですけれども、この中で中長期の目標ですとか具体の施策が定められております。

また、昨年、22年10月には、新聞とかでもよく報道されておりましたけれども、名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議、C O P 10と呼ばれておりましたが、開催されまして、生物多様性に関します国際的な目標、「愛知目標」と言われておりますが、こういった目標ですとか、遺伝資源を利用する際の国際的なルール、「名古屋議定書」と言われておりますけれども、こういったものが採択をされております。

また、このC O P 10の会議の開催を受けまして、今年度、国内の自治体でも地域戦略策定の動きが広がっている状況でございます。

2ページへ移っていただきまして、こちらでは、生物多様性関連の大阪市の取組みについてお示ししております。大阪市では地域戦略というのはこれから策定するというところでございますけれども、いろいろな分野で関連する取組みを進めておまして、上のほうから、まず「緑の保全と創造」に関しましては、都市公園等の整備ですとか道路空間、公共施設等の緑化、あるいは市民、事業者との連携による緑化の推進に取り組んでおります。

それから、その下、「水辺空間の保全と創造」につきましては、南港野鳥園などの整備ですとか、それからあと水生生物とか魚の生息の場にもつながります河川とかの水質保全対策推進に取り組んでおります。

それから、その下、「環境教育・普及啓発」では、自然史博物館ですとか、生き生き地

球館などで、生物多様性関連の教育や啓発の取組み、例えば田植えの体験などのイベントもやっているわけなんですけれども、そういったことに取り組んでおります。

それから、一番下、「市民活動団体・企業の取組み」ということでございますが、いろんなところでNPO団体によります自然観察会ですとか、あるいは企業が敷地内の緑化などに取り組んでいる、自主的な取組みも進められている状況でございます。

3ページへ移っていただきまして、先ほど2ページで現時点での大阪市の取組みなどについてご説明しましたが、3ページでは、「大阪市と生物多様性の関わり」ということでお示ししております。先ほどの諮問文書でも、大阪市の都市活動は生物多様性の恵みを受けて成り立っているとございましたけれども、こうした恵みにつきまして、上段の枠囲みの中に例として3つほどお示ししております。

まず1つ目、黒四角でございますけれども、まず大阪市は多くの人口ですとか、産業が集積しております一大消費地でありまして、これを支えるさまざまな資源の提供、そういったものも生物多様性から受けている。具体には食料、木材、医療品、薬品を挙げておりますけれども、こういったものなどを受けているということができると思います。

その次の黒四角に移りまして、樹木等の緑はCO₂の吸収ですとか、ヒートアイランド緩和機能を持っておりますことですとか、河川には水質浄化機能を有していることも言われているわけなんですけれども、こうした自然の環境緩和機能、そうしたものの恵みも受けていく、そういうことが言えると思います。

それから、3つ目の黒四角でございますけれども、都市の自然といえますのは、都市の中で憩いの場、あるいは安らぎの場となっております。こうした憩い、安らぎ、潤いの提供を自然の恵みから受けている、そういうことが考えられます。

このように、大阪市は市域内外の生物多様性の恵みを受けておりまして、その保全等を進める上でもいろんな役割、例えば他都市などに大きな波及効果を有します一大消費地として、消費の観点から取組みを進める役割、また市街化が進みました大都市として、都市のインフラ的発想のもとで、そういったもとでの取組みを進める役割を担っているということが考えられますけれども、今回、こうした役割を担います大阪市のふさわしい生物多様性地域戦略を策定したいと考えております。

4ページに移っていただきまして、大阪市の生物多様性地域戦略ということで書いておりますけれども、策定に当たりましては、大阪市の特徴、高度に市街化されているとか、

活発な都市活動が営まれているといった点、それから市域の自然、川や海、緑地、生き物など、それから生物多様性とのかかわりということで、生活や経済、歴史、文化等とのかかわり、それから市民・事業者の意識の状況とか取組み状況などを踏まえつつも、それから環境基本計画など、既存の環境施策との整合を図りつつ、地域戦略を策定していきたいと考えております。

そして、一番下のところにいきまして、大阪市がつくります地域戦略の性格でございますけれども、今後10年程度の関連する施策の方向性を示すものとしたしまして、重視すべきポイントとしたしましては、生物多様性の保全等に向けました市民や事業者の方の意識改革、そして実際の行動につなげていくものにするのがポイントかなと考えております。

それから、5ページへいっていただきまして、こちらで検討の進め方、事務局案ではございますが、お示ししております。本件につきましても、先ほどの温暖化条例と同様、部会を設置して検討を進めていただきたいと考えております。

スケジュールとしたしましては、本日の諮問の後、今年の12月くらいにかけまして部会を三、四回程度開催させていただきまして、その中でご検討いただき、今年度もう一度12月ごろに審議会を開催する予定でございますので、その際に答申をいただければと考えております。そして、答申を踏まえまして、23年度内に地域戦略を策定する予定で考えております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

榎村会長 ありがとうございます。

今、資料2の生物多様性に係る大阪市の取組みについてご説明いただきましたけれども、この諮問について委員の皆様方からいろいろ質問等をいただきたいと思います。

はい、中野委員さん、どうぞ。

中野委員 これにつきましては、これから考えていかれるということなんですが、2点、意見として申しあげたいと思います。

先ほどの報告でご説明がありましたように、まずヒートアイランド対策とか地球温暖化対策として緑化の推進というのが大きな項目として挙がっております。そして、先ほどご説明いただきました生物の多様性につきましても、2ページ目の大阪市での取組み状況のところ、緑の保全と創造というのが大きな項目として挙がっております。同じ緑の保全というようなことが複数の目的を持って実施されるということになるので、やはり関連づ

けをきちんとしないと、計画を推進していく上で混乱するところがあったり、重複したり、同じことをやりながら効果が少なくなる可能性があると思います。緑化と云って、ヒートアイランドとか温暖化対策とか、生物多様性とのかかわりをより明確にしておいたほうがいいのではないかとということが1点です。

それからもう1点は、ご存じのとおり、先ほどのご説明でもありましたけれども、大阪市では新梅田シティが都市の新しい里山として有名になっているなど、あるいは屋上緑化であるとか壁面緑化であるとか、それから駐車場の緑化も考えられると思うんですけども、そういうふうな人工的な自然が今後、生物多様性に影響を与える可能性があると思います。それでしたら、大阪市の地域特性の一つとして、人工的な自然の位置づけをどういうふうにしていくのかということ織り込んでいくと、大阪市の地域特性を生かした一つの新しい生物多様性のあり方を示せるのではないかと思います。

それと、先ほど地球温暖化の報告のご説明のときにも、建築物の環境配慮に関する条例を別途定めることを強く要望していくということも書かれてあったわけなんですけど、やはり自然と云って、本当に高度に人工化が進んでしまった都市の中で自然を求めていくというのは、ある意味矛盾しているところもあるので、ですからそれこそ人工的な建築物の環境配慮の中で生物多様性に貢献するようなことをどう具体的に示していくかによって、生物の多様性も変わってくると思いますので、そういう点を地域特性として強調していただけたらと思います。

以上です。

榎村会長 ありがとうございます。大変貴重な点を指摘していただいたと思います。ほかにいかがでしょうか。

山口委員さん。

山口委員 お聞きしていて、生物と人間の関係で見たら、どうもやっぱり人間に都合のいいことばかり考えているなという気がするんですね。結局、生物というのは、ある意味、ある程度人間が我慢せないかんところも実際あると思うんです。その辺のフィロソフィーをきちんと立ててほしいと思います。これを見たら都合のいいことばかり。特に注意したいのは外来生物、これはここに関係があるのかどうか知りませんが、外来生物というのはどう扱うかということですね。僕は、うまく既存の生態系と融合できれば、ある意味外来生物も多様性の増加につながるかと違うかと。そういうのこそ含めて、もう少

しフィロソフィーを考えないと。

榎村会長 ありがとうございます。それも大変重要な指摘ですね。

はい、西村委員さん、どうぞ。

西村委員 質問というより、今後審議を詰める上で、中野先生にさっきの意見の中身、山口先生が言われた中で、外来種と出ましたけれども、私もヒートアイランドをやっていて、先生の言われた意味で温暖化ヒートアイランドというと、よく光熱とかがなくても生育するというので、結構外来種が多くて、ヒートアイランド関係者の中でも、そういうのを積極的に入れるという人と、固有種を駆逐するというので意見があるんですけども、先生の言われた温暖化、ヒートアイランド対策と整合性という中にはそういう固有種と外来種とか、そういうのも含めて言われたんですかね。ちょっとその辺のニュアンスがわからなかった。

中野委員 私が申しあげたのはもう少し単純で、例えば資料の1のほうで、A3の大きな、図2というのがあるんですが、その中で、例えばヒートアイランドの中の緑化の推進というところがありますし、右側の条例の基本的な枠組みの中にも緑化の推進というのが下から4つ目の箱としてあるわけですよ。そういうふうに書かれているわけですので、もう一つ生物多様性の計画が来たときに、この関係がきちっと整合していないと、それこそ同じ事業をやるのでも複数の目的を持っているわけですので、それをきちんと整理されていないとうまくいかないんじゃないかという指摘なんです。

もう時間がないのですが、外来種のことに関しましては、もともと国際的な生物多様性の国際条約の考え方がやはり西洋中心の考え方ですので、やはり人間中心の考え方が根底にあると。やはり日本は日本で、余り根源的なことまで言ったら時間が足りないのですけれども、アジア・モンスーン地帯の中で独特の、西洋とは違う多様性の中にあるわけですので、あまり自然から受けている恵みだけを強調すると、すごくゆがんだものになってしまうだろうと。だから、もう少し日本独特の原点に返って考えるべきだろうと。ただし、ここでは外来種のごとは私は頭にありません。

西村委員 わかりました。ありがとうございます。

榎村会長 私自身も生物多様性はとても難しいと思っているんですけども、ほかはどうぞ。はい。

奥田委員 市民公募の奥田です。本当に単純なことなんですけれども、3ページの下

の大阪市にふさわしい、この大阪市はどのように考えてられるんですか。

大阪市に何がふさわしいのだろうか。大阪市にふさわしいというのは、にぎやかなのがふさわしいのか、それによってまた考え方が違ってくるような気がするんですけども。

馬越環境計画課長 ここでは今の大阪市の特徴とか、4ページのほうに幾つか黒丸で挙げていますけれども、こういう大阪市の現状とか特徴なりを踏まえた上で地域戦略、どうというのが一番マッチしているのかというようなことで考えていきたいと思っています。

生物多様性地域戦略、既に幾つか自治体でつくっているところもあるんですけども、山間部のところでしたらやはり自然保護などを重視しているようなところもあるんですけども、やはり大阪の場合は、そういうふうな形だけにはならないだろうとは思っています。山口委員から恵みだけを強調しているということで、少し厳しいご意見もありましたけれども、ただ、やはりいろんなことを受けている。それから、中野委員からもしました人工的な自然、そういう事柄もやはり位置づけていかなければいけないという必要は私どもとしても感じておりますし、そういう大阪市の今の状況を踏まえまして、どうい地域戦略が一番いいのかを考えていきたいと思っております。

榎村会長 奥田委員さん、よろしいですか。もし何かあればおっしゃっていただいてもいいですが。

奥田委員 歴史的とかそういう部分で、外来種とかいろいろ含めまして、どの程度の歴史を考えた生物多様性が、江戸時代の大阪を考えてられるのか、昭和初期の大阪を考えてられるのか。結構これで風景、原風景が相当変わってくるように思われるんですけども、いかがでしょうか。

馬越環境計画課長 4ページのところで、歴史とございますのは、何も昔、例えば江戸時代の状況に戻せとか、そういうことではありませんでして、歴史の中での大阪市と生物多様性のかかわりといいますか、例えば昔からいろんな恵みを受けてきていると思うんですね。そういうことについても調べていって、歴史的な中での大阪市と生物多様性のかかわり、また恵みの話になりますけれども、どんな恵みを受けて大阪市がこれだけ発展してきたのかなどを示していきたいと考えておりまして、ここで書いてあるのは、昔に戻すということではございませんので、その辺ご了解いただきたいと思います。

榎村会長 よろしいでしょうか。

ほかにこの件につきましてご質問とかご意見ございましたらいただきたいと思います。

れども。

藤田委員さん、どうぞ。

藤田委員 藤田でございます。意見と申しましょうか、各委員の先生方のご質問を伺っていますと、恐らく生物多様性に対する理解が多様であるがゆえに出てきている問題なのかなということと、あと今日いただきましたレジュメのほうで、生物多様性とはという説明の中では主に自然とか生態系を扱った規定になっているんですけども、大阪市の生物多様性の地域戦略になりますと、もう少し広い範囲での生物多様性を範疇とした戦略を立てられるということで、ご説明されている資料の中での生物多様性の範囲が広がったり、狭くなったりしているということがまず一つ誤解を招いているんじゃないかということで、もっとも世界で議論されている生物多様性ということでしたら、歴史や文化や食べ物や祭りや民謡まで含めて、人の営みにかかわるすべてのものを生物多様性として議論していたり、名古屋の会議におきましては、遺伝子情報がどの国で所有を認めるのかみたいな、かなり経済活動と密接にかかわるような企業の国際戦略みたいなところまで踏み込んで議論されておりまして、今、幾つかの先進的な自治体に流れているような生物多様性の地域戦略というと、主に干潟を守るであるとか、日本にいる固有種というか、そういった動物をどう保護していくのかといったようなことが多く語られているように思いますので、まずこの地域戦略を求めるに当たりまして、どういった守備範囲の生物多様性を重点的に扱うのかということを確認にさせていただいたほうが、その後の議論が非常に有効になるのではないかと思いますので、そこのところをお願いしたいと思います。

榎村会長 ありがとうございます。そうですね。今のご意見のとおり、生物多様性、資料がこれだけですので、みんなの理解が少しまちまちであるということとか、あと守備範囲だとか、それも部会のほうでご検討いただいたらとは思いますが、

ほかにいかがですか。

はい、福永委員さん。

福永委員 福永です。この種の論議のときにいつも出てくるのは、市民みずからその気になって活動するように仕向けるというのがいつもあって、さきの条例の検討部会の中にも環境教育とかあって、こちらの分にもあるんですが、その場合、いつも思うんですけども、業者の側はどうやる、あるいは事業者がどうやる、それに協力しようというような雰囲気が終わっている。やはりみずから市民の団体、自発的な団体もありますし、

自発的な団体は町内会だと思うんですが、それとの関係でやはり町内会がみずから行政と呼応してやっていくような仕組みづくりというか、その辺を少し、先ほどの条例検討部会のほうにもちょっとお願いしたいと思うんですが、その辺少し強化するような内容でまとめていただけたらと思っています。

榎村会長 はい、ありがとうございました。

宇田委員さん、お願いします。

宇田委員 今の意見と一緒にのところが一つと、それから生物多様性の取組みを進めていくと、緑化にしる、川辺、それから海辺の保全、非常に手間がかかるということもありますので、地域住民、市民、それからNGO、NPOとの協働なくしてはいけないと思いますので、その辺をうまくこの戦略の中に織り込んでいただければと思います。

榎村会長 ありがとうございます。

ほかに。よろしゅうございますか。

私自身は農学の出身ですので、これの分野には一番近いんですけども、地球温暖化もそうですけれども、10年間という時間をどういうふうに考えていくのかという時間レベルの問題も大きいですし、だから重視すべきポイントというのに意識改革と行動という、この辺だけでいいのかとか、かなりいろんなポイントがあります。けれども、やっぱり大阪市という都市における生物多様性というのは、いろんな都市がございますけれども、大阪市という大都市においてどういうふうにして戦略を立てるのかということでは、うまくいくと大変大きな意味があるのではないかなと期待をしておりますけれども、基本的なところでは、非常にどういうふうにかんがえたらいいかということからやっていくということと同時に、大阪市としての特性とか、やらなければいけない生物多様性戦略に基づいてやるということと、うまくすり合わせていかなければいけないなと思っております。

それでは、いろいろご意見をいただいたわけですが、今いただきました諮問の取り扱いについて決めてまいりたいと思います。

先ほど、事務局から新たな部会を設置して検討したいという提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

榎村会長 そうしましたら、今いただいたご意見も含めて、部会のほうで検討をいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、審議会規則にのっとりまして、私のほうから部会員を指名させていただきたいと思います。

部長には、お忙しいと思いますけれども、花田委員にお願いしたいと思います。私のほうも参加させていただきたいと思っております。

また、専門委員といたしまして、生物関係に携わっておられます名古屋大学の環境学研究科の夏原教授、そして生物多様性かんさいの宮川さん、そして先ほどお話が出ておりましたけれども、都市の里山をつくっておられるということで、企業から積水ハウス株式会社環境推進部の佐々木さんにもご参加いただきたいと考えております。あと1名、先ほどのご説明から、消費者の立場からご意見をいただける方にご就任いただく予定でございます。決まりましたら、事務局のほうから審議会の皆様方にご報告をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

以上、本日の審議事項が2件ございましたけれども、すべて終了いたしました。委員の皆様方、事務局からまだ何かほかにございませんでしょうか。

花田委員さん、どうぞ。

花田委員 ただいま会長から部会を仰せつかりました花田と申します。先ほどから何人かの委員の先生方からとても貴重なご意見をお伺いして、これからの出発のときにとてもいい荷物を持たせていただいたなと思っております。それで、この資料のまとめ方というのは、「生態系サービス」という、まさにCOP10のときの整理の仕方というのに基づいてスタートしているところがございます。まず、そのやり方で整理するわけですが、サービスというのがまさに人間にとってどういういいことがあるかという視点から整理されておりますので、ちょっと皆様にやっぱり違和感というのを持たれたのかなというふうに思います。

それから、中野委員さんから緑の保全の目的を明確にということでしたが、一粒で2度おいしくてもいいかな、3度おいしくてもいいかなと思っております。緑とか自然とかいうのは。ただ、その中で、先ほど出てきました外来種のこと、これは明らかに考えていかなければいけないなというので、こういうところは考えていかなければいけません。生物多様性だけに、藤田委員もおっしゃっておられましたが、多様な観点というのは絶対に必要だと思っておりますので、それも織り込んだ上で、多分大阪らしさということになってきますと、先ほど来出てくる人工的な自然という扱いということにもなってこようかと思いま

す。それから、意外に大阪の市内でも自然が多いというのが淀川の、例えば「わんど」などでずっと調査されているNGOの方、そういう方もぜひ部会にお招きして、いろいろな方にお話をお伺いしながらつくっていかうと考えておりますので、また委員の先生方にもどうぞいろいろなお意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

榎村会長 何かほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

ほかにございませんようでしたら、これで本日の議事を終わらせていただきたいと思えます。長時間にわたりましてご協力いただきまして、そしてまたたくさんご意見いただきまして、ありがとう存じます。条例化に向けて、また新しい生物多様性の部会の報告に向けて貴重なご意見賜りまして、本当にありがとうございます。

それでは、私のほうはこれで終わりたいと思えます。

事務局のほうにマイクをお返しいたします。

司会 榎村会長、どうもありがとうございます。並びに、各委員の皆様方におかれましては、長時間、活発なご議論をいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、環境局、東理事がごあいさつ申し上げます。

東環境局理事 環境局理事の東でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、本当に長時間にわたりまして熱心なご議論を賜りまして、本当に厚く御礼を申し上げます。また、その中で多くの貴重なご意見賜りまして、本当にありがとうございます。

まず本日は、温暖化対策に係る条例のあり方について、専門部会からの報告書に基づき取りまとめをいただいたところでありますが、本市といたしましては、今後いただきます審議会の答申を踏まえまして、また議会においてご議論をいただきながら、条例の制定に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

また、生物多様性地域戦略のあり方につきましても、このたび諮問をさせていただきましたが、今後専門部会において、種々ご検討をいただく内容を踏まえまして、大阪市の地域特性、また特徴を踏まえた生物多様性地域戦略を策定してまいりたいと考えております。

審議会におかれましては、また短い期間でご検討をお願いする形になりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方にいま一度御礼を申し上げして、簡単ながら閉会のごあいさつとかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございます。

司会 ありがとうございました。

最後に、今後の予定を申しあげさせていただきます。

先ほどもございましたように、次回の審議会につきましては、本年12月ごろの開催を考えております。また、改めてご連絡差しあげますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、大阪市環境審議会を終了させていただきたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。